

トピックス

中重度者や看取りの支援に加算
～介護報酬改定、サービスごとの報酬公表へ～

◆4月からの介護報酬について、各サービスごとの報酬を盛り込んだ介護報酬改定案が、6日に開催された社保審介護給付費分科会（部会長：田中滋／慶大名誉教授）で了承されました。すでに▲2.27%の報酬改定の実施が決定していますが、注目されていた各サービスの基本報酬も一部を除き減額されています。特に収支差率が高いと言われている特養では約6%、訪問介護は約4%、小規模な通所介護では約10%などとそれぞれ大きな減額となりました。

一方、介護職員の処遇改善加算が拡充されるほか、中重度者や認知症の人を積極的に受け入れた場合などの加算が設けられ、全体としての報酬引き下げの中で、事業者にとってはこうしたサービスへの転換が求められているようです。ただし基準を上回る介護職員や看護職員を確保しないと加算を受けられないといった要件もあり、人手不足が問題となる中、広く事業者がこうした加算を活用できるかは疑問も残ります。

介護報酬引き下げにより、報酬の1割を負担する利用者の自己負担が下がるのはもちろん、40～64歳が支払う介護保険料も9年ぶりに引き下げられる見込みですが、事業者にとってはサービスの拡充や人材確保によっていかに収入減を抑えることができるか、厳しい状況にあるかもしれません。

（参考：厚労省HP/福祉新聞/NHKニュース/日経新聞ウェブ）

＜特養における改定内容＞

- 看取り介護加算
(80単位/日⇒144単位/日)
看取り介護の質を向上させた上で手厚い看取り介護の実施を図る。
- 職員に係る専従要件の緩和
特養で介護などにあたる直接処遇職員が柔軟に地域貢献活動等に参加できるよう専従要件を緩和する。
- 多床室室料の全額自己負担化
(470円/日) (8月から実施)
一定の所得を有する入所者について、室料相当分を全額自己負担とする。なお、低所得者を支える多床室が必要という指摘を踏まえ、低所得者へは補足給付を支給することで負担増を回避する。

社福不参加でも設立可能に
～医療、介護一体運営の新型法人創設の議論～

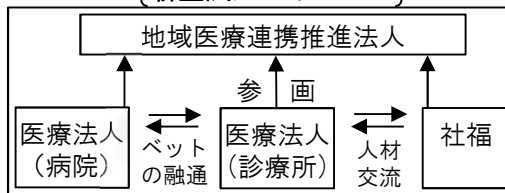
◆複数の医療法人や社福が一体となって医療や介護を提供する、新型法人制度の創設を目指していた「医療法人の事業展開等に関する検討会」（座長：田中滋／慶大名誉教授）が9日に開催され、1年余り続いた議論の報告書が示されました。この中では、新型法人制度創設の方針のほか、これまで注目されてきた社福の参加については、「参加することができる」とした内容にとどめ、医療法人のみでも新型法人を設立できることとなる模様です。これまで社福の参加については賛否意見が出される中で具体的な結論には至っていませんでしたが、今回の方針で柔軟な形となりました。

新型法人制度では、グループ化することで一緒に研修を行ったり、薬品、医療機器の共同購入や法人間での資金の貸付ができるようになることが想定されていますが、営利目的の民間企業は参加できないことになりそうです。また、法人間での役割分担や連携の方針、サービスを提供する地域の範囲などは新法人が策定することになります。

厚労省は今国会に医療法改正案を提出し、17年度の導入を目指す方針ですが委員からは新型法人の必要性にお疑問を持つ意見がある中で、実際に同制度を利用する法人が出てくるかどうかは未知数である状況です。

（参考：厚労省HP/福祉新聞/読売新聞ウェブ）

新型法人のイメージ



◆公認会計士等の監査に係る部分◆
(報告書から)

- ＜新型法人制度の創設＞
⇒地域へ大きな影響を及ぼすことから、公認会計士等による外部監査の実施やホームページ等での財務諸表の公告、事業報告書等の公表を義務付ける。
- ＜医療法人制度の見直し＞
⇒経営の透明性確保を図るため、一定規模以上の医療法人に公認会計士等による外部監査を義務付ける。

改修の補助拡充
～空き家をサ高住へ～

◆各省庁の来年度予算が示される中、国交省は来年度から“空き家を活用したサービス付き高齢者向け住宅”（以下「サ高住」という。）の整備を進める方針を明らかにしました。

サ高住は高齢者の住まいの確保を目的に創設された制度ですが、バリアフリー構造の建物の整備や安否確認、生活相談サービスの提供など、一定の条件のもと自治体に登録して開設でき、整備の際は補助があることなどから、年々登録戸数が増えています。今回の方針は改修の際の補助対象が限定的だったことを改め、補助を拡充して空き家などの改修によるサ高住の整備を進める内容です。

サ高住の登録状況（各1月末時点）

	H24	H25	H26	H27
戸数	3,448	89,122	135,352	169,338

（（一社）すまいづくりまちづくりセンター連合会調査）

補助対象の改修

	現在	来年度
①共用部の改修 ②バリアフリー化		①②に加え、サ高住に適合するための設備の設置(例：各部屋の浴室等)

（参考：国交省HP/CBニュース他）